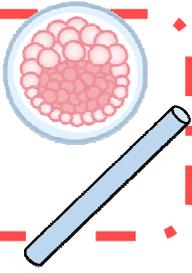


こんにちは 家畜保健衛生所です

和牛遺伝資源の適正流通について



現在、国の方より家畜人工授精所等が精液・受精卵を他社に譲渡することに対して、**譲渡契約約款の作成を求める動き**があります。

具体的には国外利用の禁止、譲渡の制限、精液の返還等の譲渡条件の設定についてです。

そのため！



今後、農家の皆様が精液・受精卵を購入する際、購入元の譲渡契約約款への同意を求められる場合があります

★基本的には、初回時のみの契約です！併せて、購入記録の管理（ノートへの記載、伝票の保存）についてもご協力お願いします！



家畜人工授精所の皆様に対しては
個別に説明を致します！

人工授精用精液の保管に際して 以下の条件を確認してください

精液と精液証明書(ラベル)は一致していますか？

- ・証明書のない精液の使用は出来ません。
譲受・使用時等に精液と証明書の一致を確認してください。

精液証明書の記載内容に不備はありませんか？

- ・証明書裏面の「譲渡・経由の確認」の欄に、「譲渡者、譲受者、日付」を必ず記載して下さい。
(記載漏れや虚偽記載がある精液の使用は、法律違反です)

精液等の保管状態は万全ですか？

- ・精液と証明書は一体で流通管理されなければなりません。
(精液だけでの使用や譲渡は出来ません)

※受精卵の流通管理についても、精液と同等の扱いとなります。

人工授精師の方については、家畜人工授精簿の記録が義務つけられています！

使用日・使用した種・種付けした牛等の記録をきちんとお願いします。
カレンダーではなく、ノート等長期保存できる形でお願いします。

家畜保健衛生所 業務第一課
〒639-1123 大和郡山市筒井町600-3
TEL 0743-59-1700 FAX 0743-59-1740

家畜保健衛生所 業務第二課
〒639-2204 御所市南十三152-1
TEL 0745-62-2440 FAX 0745-62-8771

★家畜人工授精所の開設に関しては
奈良県畜産課 畜産振興係 迄
奈良市登大路町30
TEL 0742-27-7450 FAX 0742-22-1471

